

エコハウス設備設置費助成金のご案内

府中市では、地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効活用を促進するため、個人住宅の環境に配慮した設備設置に要する費用の一部を助成します。

1 令和6年度からの変更点

令和5年度までは設置前に助成金の申請が必要でしたが、**令和6年度から設置後の申請に変更となりました。**

2 対象設備及び助成金額

対象設備	助 成 金 額
太陽光発電システム	1 kW 当たり2万円で上限10万円
家庭用蓄電池システム	1 kWh 当たり2万円で上限10万円
太陽熱高度利用システム	2万円
二酸化炭素冷媒 ヒートポンプ給湯器	1万5千円
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	2万5千円
雨水浸透施設 ※開発地域の住宅を除きます。	標準工事費又は設置に要する費用を比較して 少ない方の1/2で上限10万円
雨水貯留槽	本体と架台の購入に要する費用の1/4で 上限1万円
既設窓の断熱改修 ※既存住宅のみ補助対象	設置に要する費用の1/5で上限10万円

※ 設置に要する費用とは、材料費および取付に必要な工事費です。

※ 他に助成金等の交付を受けている場合は、上記の金額と異なる場合があります。

※ 他の団体からの助成金等を含め、助成金額が対象設備の設置に係る費用の金額を超える場合は、対象設備の設置に係る費用の金額を助成金額の上限とします。

※ 助成金額は、千円未満切捨てとなります。

※ 対象設備ごとの詳しい要件は別表第1を参照してください。

3 対象者及びその他の要件

(1) 共通する事項

- ① 未使用のエコハウス設備を設置した住宅に居住する者（助成対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合には、当該住宅の引渡を受けた者）
- ② 地方税を滞納していない者
- ③ 未使用のエコハウス設備を設置した日（助成対象設備が設置されている建売住宅を購入する場合には、当該住宅の引渡を受けた日）の翌日から起算して1年を経過していない者
- ④ 別表第1に掲げるエコハウス設備のうち同じ種類のものの設置について、同一の世帯に、本助成金の交付を受けている者がいない者
- ⑤ 対象設備について別表第1の要件を満たしていること

(2) 既設窓の断熱改修を行う場合の追加要件

- ① 1居室（居室内のすべての窓）以上の改修を行うこと
※ 1居室の全ての窓改修と同時に他の居室のすべての窓の改修又は、非居室（浴室、トイレ、廊下、キッチン等）のすべての窓の改修を行う場合も助成対象とします。
- ② 既存住宅における断熱リフォーム支援事業において、助成の対象となる製品として登録されている部材を用いた窓又は市長がそれと同等の性能と認めるもの
- ③ 既設の窓に対して、内窓の設置、外窓の交換及びガラス交換のいずれかの方法で改修すること

4 申請方法

- ・環境政策課窓口、または郵送で申請を受け付けます。（但し、不備がある場合には、修正が完了した日が受付日となります。）
- ・受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・申請は先着順に受け付け、予算の範囲を超えた日を以って終了します。（その際、予算の範囲内で抽選となる場合があります）
- ・複数設備の申請を行う場合は、設備の種類別に申請書を分けてご記入ください。

5 手続きの流れ

(1) 対象設備の設置

対象設備の設置後に助成金申請を行ってください。

(2) 助成金の申請

必要な書類をそろえて、環境政策課窓口、または郵送で申請してください。

(3) 交付決定（市側の事務）

申請後、1か月～2か月程度で助成金交付決定通知書を送付します。

(4) 請求書の提出

「(2)助成金の申請」の段階で既にご提出いただいている場合は、提出不要です。

(5) 助成金の交付（市側の事務）

交付決定を行い、請求書を受理後、1か月程度で助成金を指定口座に振り込みます。
(ゆうちょ銀行口座の振込みについては、他銀行との相互取扱いができるよう手続きがされている場合のみ可能です。)

6 申請に必要な書類

(1) 必ず必要な書類

- ☐ 府中市エコハウス設備設置費助成金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 工事請負契約書等の写し（雨水浸透施設及び雨水貯留槽の場合は見積書でも可）
- ☐ 設備の費用が記載されている見積書、内訳書等（契約書等に設備の費用内訳が記載されている場合は不要）
- ☐ 設備の性能が記載されたカタログ等
- ☐ 領収書の写しなど、支払い完了が確認できるもの
- ☐ 施工後の写真

※ 対象設備が設置された①家屋全体の写真、②対象設備を近くから撮影した写真を添付してください。また、太陽光発電システムの場合は、設備を設置した全ての屋根面の写真、雨水浸透施設の場合は、碎石やますの形状がわかる写真の提出が必要です。

- ☐ 保証書の写し（太陽光発電システムの場合は出力対比表でも可。また、出荷先に申請者の住所・氏名が確認できる場合にあっては出荷証明書でも可。既設窓の断熱改修、雨水浸透施設及び雨水貯留槽の場合は不要）

- ☐ 請求書（助成金の申請と同時に提出する際は、日付を記載しないこと。また、請求者と振込先口座名義人は同一とすること。異なる場合は委任状の提出が必要です。）



場合により必要な書類は4ページ目に続きます

(2) 場合によって必要となる書類

【住宅の区分が建て売りの場合】

- ☐ 建築確認済証の写し

【対象設備が太陽光発電システムの場合】

- ☐ 電力会社の承諾を受けた電力受給契約が確認できるものの写し又はこれに代わるもの（「接続契約のご案内」等。）

【対象設備が既設窓の断熱改修の場合】

- ☐ 既設窓の断熱改修製品確認書（第3号様式）
- ☐ 窓の設置場所がわかる図面等（平面図等）
※図面には窓番号を記載してください。

【対象設備が家庭用蓄電池システムの場合】

- ☐ 太陽光発電システムの設置状況を示す書類（売電状況がわかる検針票など。同時に太陽光発電システムの助成金申請をする場合は不要）

【令和6年1月2日以降に市内に転入した場合】

- ☐ 申請者の令和6年度の市税の納税証明書（市税非課税の方は非課税証明書。令和6年1月2日以降に市内に転入した方のみ必要。令和6年1月1日時点で住民票のあった自治体で、取得してください。課税証明書ではありません。）

【施工業者等代理の方が申請する場合】

- ☐ 委任状

【他の助成金等を併用する場合で、既に交付決定や交付を受けている場合】

- ☐ 助成金等の交付決定状況が分かる書類

問合せ ： 府中市生活環境部環境政策課環境改善係
〒183-8703 府中市宮西町 2-24 府中市役所おもや3階
電話：042-335-4196
電子メール：kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

別表第1

種 類	内 容
住 宅 用 太 陽 光 発 電 シ ス テ ム	太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システムで、次に掲げる要件を満たすもの (1) 電力会社との電力受給契約に基づき、住宅用の低圧配電線と逆潮流のある系統連結をしていること。 (2) 一般財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュールの認証に相当する認証を受けているもの又は市長がそれと同等の性能と認める太陽電池モジュールを有する機器で構成されていること。
太 陽 熱 高 度 利 用 シ ス テ ム	一般財団法人ベタリービングの優良住宅部品の認定を受けた機器又は市長がそれと同等と認めるもの
二 酸 化 炭 素 冷 媒 ヒ ー ト ポ ン プ 給 湯 器	住宅の用途に供する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器であって、風呂の保温機能がある機種にあっては、日本産業規格C 9220評価に基づく年間給湯保温効率が2.7以上であるものとし、風呂の保温機能がない機種にあっては、日本産業規格C9220評価に基づく年間給湯効率が3.1以上であるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器については、当該年間給湯保温効率若しくは当該年間給湯効率が2.4以上であるもの又は同等の性能を有すると市長が認めるものとする。 (1) 貯湯容量が240リットル未満の小容量タイプ（一体型タイプを含む。） (2) 多缶式タイプ (3) 多機能タイプ
家 庭 用 燃 料 電 池 コ ー ジ ェ ネ レ ー シ ョ ン ・ シ ス テ ム	一般社団法人燃料電池普及促進協会による機器の登録（家庭用燃料電池システム（エネファーム）機器登録要領（令和3年9月21管090801号）第4条第1項に規定する登録をいう。）を受けた家庭用燃料電池コージェネレーション・システムと同等の性能を有するもの
雨 水 浸 透 施 設	建物等の屋根に降った雨水を地中に浸透させるための構造を持ったますで、その構造が府中市雨水浸透施設技術指針に適合するもの
雨 水 貯 留 槽	植木への散水等の雑用水、防災用水等に活用するために、雨どいに接続して雨水を貯留するタンク
断 熱 窓	既存住宅における断熱リフォーム支援事業において、助成の対象となる製品として登録されている部材を用いた窓又は市長がそれと同等の性能と認めるもの
家 庭 用 蓄 電 池 シ ス テ ム	住宅用途に供する蓄電池システムであって、次に掲げる要件を満たすもの (1) 太陽光エネルギー等を利用して発電した電力を蓄えるシステムで、一般社団法人環境共創イニシアチブがネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の助成対象となる機器として登録した製品であること又は市長がそれと同等の性能と認めるもの (2) 住宅用太陽光発電システム等と併用しているもの

エコハウス設備設置費助成金申請に当たっての注意事項

※必ずお読みください。

- 助成金の申請は、申請者が自ら居住するために用いる住宅に対して、エコハウス設備の種類ごとに1回限り可能です。複数世帯住宅については、世帯ごとに電灯契約、電力受給契約等が締結されている必要があります。（太陽光発電システムを設置した場合）
- 申請内容をご確認のうえ、誤りのないようにしてください。
- 建築基準法や関係法令を遵守し、改修してください。
- 申請者が設備を設置する住宅の所有者でない場合は、設備設置について、当該住宅所有者の同意が必要です。
- 申請内容に虚偽の事実があったとき又は交付の要件に反する事実があったときは、交付決定を取り消し、交付した助成金の返還を求める場合があります。
- 本人確認（運転免許証等）できるものを提示ください。（郵送の場合は写しを同封）
- 設備は未使用のものに限ります。
- 集合住宅に設備を設置する場合で、共用部分に設備を使用する場合は対象外です。
- 太陽光発電システムの場合は、設備を設置した全ての屋根面の写真が必要です。
- 申請者は、設備を設置する住宅に長期間居住してください。